

広島大学における「飼養保管施設設置等承認申請書」に関する 動物実験委員会での判断基準

2007年10月15日 動物実験委員会承認
改正 2008年10月31日 2014年3月26日
2025年8月25日

広島大学における「飼養保管施設設置等承認申請書」に関する動物実験委員会での判断基準を設定するにあたっては、「ガイドライン・実験動物施設の建築および設備」(1996年、日本建築学会編)、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」(2006年、日本学術会議)、「実験動物の飼養及び保管等に関する基準の解説」(1980年、実験動物飼育保管研究会編、内閣総理大臣官房管理室監修)を参考にして作成した。

1) 実験動物管理者

* 実験動物についての各種規制、環境、人畜共通感染症を含む実験動物感染病、遺伝・育種、生理・生態・習性並びに飼育管理技術等に関する実験動物全般の知識を持ち、かつ実際の経験を有する者であること（例：獣医師等）

2) 飼養者

* 原則として実験動物とその飼育管理技術に関する知識と経験を有する者であること（例：教育訓練受講者、実験動物二級技術者等）

3) 飼育室の床、内壁及び天井の構造

* 洗浄、消毒あるいは滅菌等の作業が容易な構造で、それに耐える材質であること
* 実験動物が、傷害等を受けるおそれがない構造であること
* 水洗を行なう場合には、速やかに乾燥するような構造であること

4) 飼育室の温度

* 温度の制御機能を有する設備（空調機等）を備えていること
【温度の目標値】
・マウス、ラット、ハムスター、モルモット：20～26°C
・ウサギ、サル、ネコ、イヌ：18～28°C

5) 飼育室の湿度

* 湿度の制御機能を有する設備（空調機等）を備えていること
【湿度の目標値】
・40～60%程度

6) 飼育室の換気回数

* 換気の制御機能を有する設備（空調機等）を備えていること
【換気回数の目標値】
・6～15回／時

7) 飼育室の明暗時間

* 明暗時間の制御機能を有する装置が設置されていること
* 室外からの光が遮られていること
【照度の目標値】
・150～300 ルクス（床上 40～85 cm）

8) 飼育ケージの規格

- * 動物種に応じた逃亡防止の構造と強度を有すること
- * 個々の実験動物が容易に摂餌・摂水できること
- * 排尿、排糞および自然な姿勢が維持できること
- * 銳利な辺縁や突起物がなく、ケージの間隙等に体や四肢を挟まれない構造であること
- * 洗浄、消毒あるいは滅菌等の作業が容易な構造で、それに耐える材質であること

9) 逸走防止策

- * 動物種に合った逸走防止措置がとられていること
(例：ネズミ返し（高さ：45cm以上）、二重扉または前室等)
- * 床や流し台の排水口、通気口などの開口部から脱出しない構造であること

10) 動物飼育器材の洗浄設備

- * 器材を洗浄する設備を有すること

11) 動物飼育器材の滅菌あるいは消毒機器

- * 灰菌あるいは消毒する機器を有すること

12) 臭気防止策

- * 動物臭気対策を講じていること（排気口の位置、方向あるいは排気装置の構造への対策等）

13) 騒音防止策

- * 騒音（空調機械音、動物の鳴き声等）対策を講じていること

14) 廃棄物の処理方法

- * 動物死体、汚水、糞尿、床敷、注射針等について適切な処理を講じていること
- * 外部にその処理を委託している場合は適切な廃棄物処理業者であること

15) その他

(1) 以下の記録・保存すべき書類等を保有し配備していること

①飼育保管の標準操作手順書

- ・ 事務関係（利用登録、動物の搬出手入手続き、関係書類の保存・廃棄手続き）
- ・ 飼育関係（日常的管理（給餌や給水等）、床替え、飼育動物の状況確認）
- ・ 衛生関係（入退室手順、飼育機材の洗浄・消毒・滅菌作業、死体および汚物・廃棄物の処分、飼育室の清掃・消毒等）
- ・ 施設設備等の保守点検関係（設備・機器の保守点検、故障時の対応手順、動物逸走防止対策の点検）
- ・ その他（動物逸走の対応手順、咬傷などの事故発生時の対応手順、地震・火災などの対応手順）
- ・ 上記の他に必要と認められる事項（「広島大学における『飼養保管施設設置等承認申請書』に関する動物実験委員会の判断基準」の添付、飼養保管施設の実情に応じた事項等）

②導入時の検疫等に関する書類

③入手先、飼育履歴、病歴等に関する書類

④輸送に関する書類

- (2) 動物実験実施者や飼養者等に以下の安全管理対策を講じていること
- ①利用者の入退室管理
 - ②人畜共通感染症等に罹患した際に診療を行なう医師および健康管理
医への連絡体制（連絡網等）
 - ③咬傷等の事故発生時に必要な医薬品類の配備
 - ④地震、火災等の緊急時にとるべき措置に関する計画書類（連絡網等）
- (3) 実験の目的により一定期間家畜を実験動物とする場合の飼養保管施設については、
その家畜の習性に適応する飼育環境を考慮することとし、その都度委員会で判断
する。